

静岡県地域史研究会報

—静岡県地域史研究会—

『家忠日記』の「御家門様」とは誰か 本多隆成

二〇一三年七月二日に行なわれた静岡県地域史研究会の例会において筆者は「松平信康事件再論」と題して報告を行なった。その討論の冒頭で筆者が提起したのは『家忠日記』の天正六年正月条にみられる「御家門様」とは誰かという問題であった。

これまでの研究ではもとより、ごく最近の著作においても織田信長であることがいわば自明のこととして論述が行なわれてきた。たとえば、早くにこの問題を取りあげた平野明夫『徳川権力の形成と発展』(岩田書院、二〇〇六年)第1章第1節四や、拙稿『松平信康事件について』(『静岡県地域史研究』七号、二〇一七年)がそうであった。ごく最近では黒田基樹『家康の正妻築山殿』(平凡社、二〇一三年)第五章や、平山優『徳川家康と武田勝頼』(幻冬舎、二〇一三年)第2章もそうである。ところが、この問題については、高橋陽介『家忠日記』における「御家門様」の人物比定について(『城』二三八号、二〇一九年)において、「御家門様」とは近衛前久であるとする新たな指摘が行なわれた。このような新説が出た場合は、それでもなお信長だといつてあれば、この高橋説への批判が必要になるが、黒田・平山両氏の著書ではそれは行なわれていない。

両氏は天正五・六年に信長が岡崎城に来たとしてその叙述の中で重要な意味をもたせているのであるから、高橋説批判抜きのそのような叙述は研究史的みると問題があるといわなければならない。

筆者は例会報告の段階ではこの「御家門様」を特定することができず、高橋説に問題があるとしながらも、結論は保留としたのであった(『静岡県地域史研究会報』二〇一〇号、二〇一三年)。例会報告要旨参照)。

ところがその後、柴裕氏の「教示により、津田宗及の日記の中に信長のことを「御家門様」と呼んでいる事例があることを知つた。そこであらためて、この問題についての結論を出すことにした。

まず、『家忠日記』(『増補忠烈大成』一九、臨川書店、一五七九年)により、関係史料を掲げよう。天正六年正月の条で、「十六日、御家門様御成候て、家康」

御越候」「廿一日、御家門様岡崎江御越候カ」「廿二日、御家門様」「」とある。なお、五月七日条については省略する。

高橋氏は天正四年(一五七六)以降、羽柴秀吉は主人である信長について、「信長」(信長様)「上様」と呼んでいる。『家忠日記』でも天正六年十一月以降、同様の呼び方をしている。他方で、この時期「御

家門様」と呼ばれた人物としては、天正四年の『相良家文書』『島津家文書』に頻出するが、いずれも近衛前久であった。信長を「御家門様」と呼ぶ例は、天正四年以降に限らず、一例も確認することができない。こうして『家忠日記』での「御家門様」は、近衛前久であると結論したのである。

しかしながら、『信長公記』(角川書店)は、准三后宣下が行なわれている。とすれば、この時期前久は基本的に京都にて、やつて来て、十二日の松曉に帰洛したといつていい。『近衛家譜』によれば、廿日に

は准三后宣下が行なわれている。とすれば、この時期前久は基本的に京都にて、廿日に下るようなことはなかつたとみななければならない。(『織田鼎主要人物居所集

成』思文閣出版、二〇一一年、三六九頁)。

他方で、『信長公記』によつて信長の動

静をみると、正月十三日尾州清洲で鷹狩りのため、この日は相原、十四日岐阜、翌日逗留、十六日清洲下着、十八日三州吉良へ、鷹狩りで獲物多し、廿一日尾州、廿三日岐阜、次日濃笛、廿五日安土帰城となる。この日程からすれば、廿一日に信長が岡崎城に立ち寄ることは可能である。それならば、太田牛はなぜ「廿一日岡崎」と書かなかつたのかという疑問は残るが、『家忠日記』で廿一日に岡崎にやつて来た「御家門様」は信長であつた可能性が高くなる。問題はこの時期、信長が「御家門様」と呼ばれたことがあつたのかどうかという

ことになる。

『茶筌及茶湯日記他文書』(『茶

道古典全集』第1巻 淡光新社 一九五九年)によれば、天正六年正月十一日条で

安土へ御礼に行つた宗友は御殿を残らず見ただけではなく、「御家様直ニ御詫被成てんしゆ(天守)をはじめ方々拝見申候」といっている。また正月晦日条では、「從御家様御拝領之御絵也」ともある。

まさに天正六年正月時点では、宗友は信長のことを「御家様」といつているので、信長がこの時期「御家様」と呼ばれる」とはあつたとみてよいだろう。そうなると『家忠日記』で正月廿一日に岡崎へやつて来たという「御家様」は前久ではなく、信長であつたことが確かとなり。高橋説は成立しなくなつたといえよう。

例会年要旨

二月例会(三島市歴史園内郷土資料館)

二月十七日(土)(十名参加)

※書評者の報告要旨と合わせて厚地氏のコメントを掲載します。

【要旨】『近世後期幕駅運営と幕府代官 東海道三島宿改革仕法を中心に』(岩田書院 二〇一三年一〇月) 厚地淳司

第一編では、三島宿改革仕法の全体像について明らかにした上で、幕府の交通政策の基調や三島宿の財政難といった改革仕法の背景・前提、そして立案から準備を経て、幕府道中奉行所・勘定所による宿方人馬役負担の削減提示に至る過程を確認した。

第一章では、三島宿改革仕法の概要に関して、まず第一に、『島市誌』・『静岡県史』

における基本的な事実関係の認識に対する

修正点を指摘した。具体的には天保一年

提出された助郷歎願書が、文政二年

であることをあげた。第二に、改革仕法

全容を示す史料として弘化四年『請書』を

提示した。第三に、三島宿改革仕法が、(1)

宿方人馬役削減、(2)宿方運営改革の二本柱

からなることを明らかにした。

第二章では、三島宿改革仕法が文政宿駅

改革の延長線上にあり、幕府交通政策・宿駅維持策の一環として位置づけられる

ことを確認した。

第三章では、文政一年(一八二八)に発生した三島宿の助郷方と宿方との出入を取り上げ、吟味内容から、後の天保八年の改革仕法における宿方人足役削減の方向性が、文政二年段階には幕府内部で摸索されていたことを明らかにした。

第四章では、天保期における三島宿の財政問題の本質が、拝借金五八八六両余等の巨額の負債のうち、改革仕法実施の契機となつたのは、天保六年に葦山代官江川英龍が勘定所返済繰り延べを歎願した拝借金三〇〇〇両余の返済問題であることを明らかにした。

第五章では、評定所留役金井伊大夫らの

東海道・中山道調査をはじめとする天保六年の幕府・葦山代官等の動きを出发点として、翌七年にかけて、三島宿改革仕法の立案、実施のための準備が進められていく過程を概観した。

第六章では、天保八年四月二日に幕府道中奉行所・勘定所によって提示された宿負担の削減提示に至る過程を確認した。

第一章では、改革仕法が周辺地域に及ぼした影響として、天保八年四月に提示された三島宿方人馬役負担の軽減策のうち、川原ヶ谷村・五ヶ新田といった東海道稚根西坂沿道諸村の三島宿加宿化とその影響について明らかにした。

第二章では、天保八年の改革仕法の内容

による伊豆南部への加助郷設定とこれに対する加助郷対象の村々の抵抗について取り上げた。加助郷設定から、加助郷設定は、前章の三島宿定助郷と宿方との出入の熟談備と『主法書上帳』に関して取り上げた。

第三章では、宿方運営改革の実施過程における、取締役としての渡邊金璋の活動を確認し、宿方運営改革は、少なくとも開始から数か月間は順調な進捗状況であったことを明らかにした。そして、天保九年七月、支配替えにより、江川英龍は蒲原宿支配を離ると、渡邊金璋は同月に蒲原宿問屋、同年一月に三島宿取締役を退任したことを明らかにした。

第四章では、宿方運営改革の実施過程に

おける、取締役としての渡邊金璋の活動を

確認し、宿方運営改革は、少なくとも開始

から数か月間は順調な進捗状況であったことを明らかにした。そして、天保九年七月、

支配替えにより、江川英龍は蒲原宿支配を

離ると、渡邊金璋は同月に蒲原宿問

屋、同年一月に三島宿取締役を退任したことを明らかにした。

第三編では、三島宿改革仕法が周辺地域

へ及ぼした影響について振り返る。このこと

を通じて、文政宿駅改革以来の幕府交通政策が、宿駅周辺地域の転嫁を通じて宿駅負担を軽減する方向性があつたことを再確認し、文政宿駅改革以来の幕府交通政策の展開における負の側面を明らかにする

ものである。

第一章では、改革仕法が周辺地域に及ぼ

した影響として、天保八年四月に提示され

た三島宿方人馬役負担の軽減策のうち、川

原ヶ谷村・五ヶ新田といった東海道稚根西

坂沿道諸村の三島宿加宿化とその影響に

について明らかにした。

第二章では、天保八年の改革仕法の内容

による伊豆南部への加助郷設定とこれに対する加助郷対象の村々の抵抗について取り上げた。加助郷設定から、加助郷設定は、前章の三島宿定助郷と宿方との出入の熟談備と『主法書上帳』に関して取り上げた。

第三章では、宿方運営改革の実施過程に

おける、取締役としての渡邊金璋の活動を

確認し、宿方運営改革は、少なくとも開始

から数か月間は順調な進捗状況であったことを明らかにした。そして、天保九年七月、

支配替えにより、江川英龍は蒲原宿支配を

離ると、渡邊金璋は同月に蒲原宿問

屋、同年一月に三島宿取締役を退任したことを明らかにした。

第三編では、三島宿改革仕法が周辺地域

へ及ぼした影響について振り返る。このこと

を通じて、文政宿駅改革以来の幕府交通政策が、宿駅周辺地域の転嫁を通じて宿駅負担を軽減する方向性があつたことを再確認し、文政宿駅改革以来の幕府交通政策の展開における負の側面を明らかにする

ものである。

第一章では、改革仕法が周辺地域に及ぼした影響として、天保八年四月に提示された三島宿方人馬役負担の軽減策のうち、川原ヶ谷村・五ヶ新田といった東海道稚根西坂沿道諸村の三島宿加宿化とその影響について明らかにした。

第二章では、天保八年の改革仕法の内容

による伊豆南部への加助郷設定とこれに対する加助郷対象の村々の抵抗について取り上げた。加助郷設定から、加助郷設定は、前章の三島宿定助郷と宿方との出入の熟談備と『主法書上帳』に関して取り上げた。

第三章では、宿方運営改革の実施過程に

おける、取締役としての渡邊金璋の活動を

確認し、宿方運営改革は、少なくとも開始

から数か月間は順調な進捗状況であったことを明らかにした。そして、天保九年七月、

支配替えにより、江川英龍は蒲原宿支配を

離ると、渡邊金璋は同月に蒲原宿問

屋、同年一月に三島宿取締役を退任したことを明らかにした。

第三編では、三島宿改革仕法が周辺地域

へ及ぼした影響について振り返る。このこと

を通じて、文政宿駅改革以来の幕府交通政策が、宿駅周辺地域の転嫁を通じて宿駅負担を軽減する方向性があつたことを再確認し、文政宿駅改革以来の幕府交通政策の展開における負の側面を明らかにする

ものである。

法の施行が天保八年であること、改革の主たる内容である伝馬役の負担軽減が人足役百人分であること、改革の大きな狙いが拝借金累積により悪化した宿財政の再建にあること等を明確化している。その上で、幕村が過勤人足百人分を宿から助郷へ転嫁するまでの経過を追い、幕府の文政宿駅改革と連動したものであることを明らかにしている。

とくに、『三島市誌』では天保十一年とされている宿・助郷出入りについて、これが文政十一年に起つたものであることを土屋寿山氏によつて指摘されていたが、これを改めて確認し、さらに幕村がはじめて過勤人足を助郷へ転嫁しようという姿勢を見せたものであるとして、三島宿の改革における位置づけを行つてゐる点は本書の重要な成果の一つである。

また、華山代官手代、中村清人の動向や代官江川英龍の幕府勘定所への拝借金年延歎願等の分析により、代官が三島宿の財政悪化に危機感を持ち、改革に大きく関与していたことを指摘している。

発表者からは、拝借金の内容に災害関連のものが多いため、宿財政悪化の要因として伝馬役負担だけでなく災害についても考慮する必要があるのではないかという点、代官の宿駅改革への関与について江川代官が土豪代官であることや英龍個人の改革派としての力量をどう評価すればよいのか、といった点を質問した。この中で後者については土豪代官として地域の事情に精通し、郷農層との結びつきのある

点や英龍個人の力量は重要なが、一方で中泉代官も類似する改革を進めており、他の代官も同じようなことを考えていたのではないか、このあたりの事情を調査することは今後の課題となるとの回答をいたしました。

最後に、発表者は三島市職員であるため、厚地氏には三島市郷土資料館所蔵資料を利用して三島宿についての研究を進めたいと述べました。

第二編 三島宿取締役渡邊金壇の宿方運営政策

第一編 第一回 三宅真人

第一編では、蒲原宿問屋・渡邊金壇の三島宿取締役としての活動から、金壇を任命した華山代官・江川英龍の宿財政再建に対する主体的関与が明らかにされている。本編を通して宿財政再建の不可欠な前提として、華山代官手代・豪農商層の連携があつたことや、幕府方針（宿百人足役削減）の実効性を担保する要素として宿方運営改革が存在していたことなどが示された。幕府の交通政策を考えるうえで、現地での実務執行者レベルに踏み込んだ具体的な検討が行われたことの意義は大きいといえる。また、宿取締役という幕領の宿場の負担軽減にかかる作業がスムーズとなつた可能性はあるのではないか。また、公共性の受容を考えるうえでは金壇の思想や学問、交流などに注目することも必要であると思われる。

続いて、改革仕法に対する三島宿の反応について考えたい。厚地氏が分析に用いた『神原経歴誌』「生涯略記」はいざれも金壇自身が後になつて編纂した資料である。そのため、金壇により立案された仕法が実際に三島宿の人々にどう受けとられたか

についてである。厚地氏は、江川英龍が金壇の三島宿取締役就任にあたつて、自宿に留まらない「広域的な利害の論理」を用いて、江川氏が地域の有力層を権力に取り込む論理として頻繁に用いられたものだという。金壇の父・周扶が蒲原宿問屋に取り立てられた際にも、地域社会に対する「公共性」が強制されたことを厚地氏は明らかにしている。

（厚地）（一〇八）渡邊塙や金壇がこうした公共性を受容する素地はどこにあるのだろうか。山崎善弘は、巨大豪農層が地域的公共性の担い手となることについて、経営の発展や中下層農民との軋轢回避といった私的利益の追求が根本にあるとしている。（山崎）（一〇〇七）金壇の場所、取締役受諾により得られる利益とは何だろうか。

手掛かりとなる事例として、取締役就任と時期を同じくして金壇が蒲原宿の助郷代があつたことや、幕府方針（宿百人足役削減）の実効性を担保する要素として宿方運営改革が存在していたことなどが示された。幕府の交通政策を考えるうえで、現地の実務執行者レベルに踏み込んだ具体的な検討が行われたことの意義は大きいといえる。また、宿取締役という幕領の宿場の負担軽減にかかる作業がスムーズとなつた可能性はあるのではないか。また、公共性の受容を考えるうえでは金壇の思想や学問、交流などに注目することも必要であると思われる。

今回書評を行つたことで、幕領代官支配や近世交通政策、幅広い見識を得ることができた。機会をいただけたことに感謝した。

第二編 第二回 三島宿改革仕法の影響

掛川市 学芸賞 南 隆哲

本節では、二編の構成と簡単に内容を紹介し、本書における意義を示したい。そして、最後に評者の視点から若干の考察を行ない、拙いながらも本書をより深めることを試みたい。

本編の構成は、以下の通りとなつている。

三篇 天保八年三島宿改革仕法の影響

第一回 東海道箱根西坂村々の三島宿加宿化

第二回 天保八年三島宿助郷出入

第三回 天保九年の三島宿助郷出入

第四回 天保九年の伊豆南部への加助郷設定とその背景

以下、雑感・疑問点等を述べる。まず、華山代官江川氏と渡邊金壇の結びつきに

